

令和2年9月7日

郡山市 7/30 発生の爆発事故により被災された会員・構成員 各位

福島県精神保健福祉士会
日本精神保健福祉士協会福島県支部
会長・支部長 水野 英一

郡山市 7/30 日発生の爆発事故により被災された会員・構成員へのお見舞いについて

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、郡山市 7/30 発生の爆発事故により被災された会員・構成員を対象として、令和2年第3回理事会（令和2年9月5日開催）にて、見舞金をお渡しすることを決定しました。

つきましては、被災された会員・構成員におかれましては、下記事項にご留意のうえ、申請手続きいただきますよう、よろしく願い申し上げます。被災された会員・構成員の皆さまへ心よりお見舞い申しあげ、一日も早い復興をお祈りしております。

ご不明な点等ございましたら事務局までお問合せください。

1. 見舞金の対象と必要書類

	見舞金の対象	必要書類
1	①会員・構成員自身が現住所としていた家屋が被害を受け、自治体から家屋損壊を証明する「り災証明書」が交付されている場合。	・見舞金申請書 ・自治体から発行された「り災証明書」の写し
2	②会員・構成員が自身の名義で所有していた自家用車等に対し「り災証明書」が交付されている場合。	

2. 提出書類

- 1) 郡山市 7/30 発生の爆発事故による見舞金申請書
- 2) 自治体が発行するり災証明書のコピー

3. 申請期間

令和2年9月7日（月）～令和2年10月9日（金）（当日消印有効）

4. 郵送先

〒960-0111 福島市丸子字上川原 28-73 桜ヶ丘病院気付

福島県精神保健福祉士会 事務局宛

※申請書が届きましたら適宜理事会にて審議し、受付から1週間を目途に事務局よりご連絡いたします。

[問い合わせ]

福島県精神保健福祉士会（担当：菅野）

TEL：024-553-1569 Mail：info@fukushima-psw.com